

平成29年2月23日

第79回 神戸市個人情報保護審議会

全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子  
計算機処理について

(企画調整局)

神企情第 5692 号

平成 29 年 2 月 20 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

- ・全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限について」)

担当：企画調整局情報化推進部

## 新たに個人情報を電子計算機処理することについて（第11条第1項）

	類 型	理 由
1	<p>（全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理）</p> <p>外部データセンター内に構築する全庁ファイルサーバにおいて、文書作成、表計算、データベース管理等の市販ソフトウェアにより、複数の職員が電磁的記録を共有しながら個人情報の電子計算機処理を行う場合</p>	<p>全庁ファイルサーバは、PC統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用PCからの接続に対して、端末・利用者を特定の上、属性に基づきアクセス制御を行うことができる。また、ログ収集サーバによりアクセスログやファイルの操作ログを管理することができるなど、個人情報保護のための高度な機能を備えており、運用上においても情報化推進部により適正に管理される。全庁ファイルサーバを使用する場合に限り、個人情報の電子計算機処理を行う際の手続きを簡素化することで、安全性を確保した上で事務処理の効率化を図ることができるため。なお、条例第2条第2号に規定する特定個人情報の取り扱いは、番号法第2条第11項で規定する個人番号関係事務の範囲内に限るものとし、条例第11条第2項第2号の規定に該当する場合は、従来どおり個人情報保護審議会に諮問するものとする。</p>

## 全庁ファイルサーバにおける個人情報の電子計算機処理について

### 1. 趣旨・概要

- (1) 本市では、事務処理用PCで作成した電子データの保存及び情報共有を図るため、所属単位で情報系ネットワーク上に外部記憶装置：NAS (Network Attached Storage) を設置し、管理・運用を行っている。しかしながら、各所属において、ICT (情報通信技術) の専門知識を有する職員が不足していることもあり、バックアップの取得やアクセス権限の管理などの運用が適切に行われていない事例が見受けられる。一方で、最近では大半の公文書が事務処理用PCで作成されており、紙文書と同様に電子データの保存環境を整備していく必要がある。
- (2) これらの問題を解決していくため、新たに外部データセンターを活用した全庁ファイルサーバを導入・整備し、各所属のNASで管理している電子データを段階的に移行していく。情報化推進部が一元的に管理・運用することで、情報セキュリティの向上、情報資産の確実な保存、活用に取り組んでいく。その際、全庁ファイルサーバ上の個人情報の取り扱いについては、電子計算機処理のたびに個別に諮問することを要しないものとし、事務処理の効率化を図りたい。

### 2. 導入スケジュール (予定)

～平成29年3月                               : 設計, 環境構築, テスト  
平成29年4月～5月                           : 職員研修, 稼働開始

### 3. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

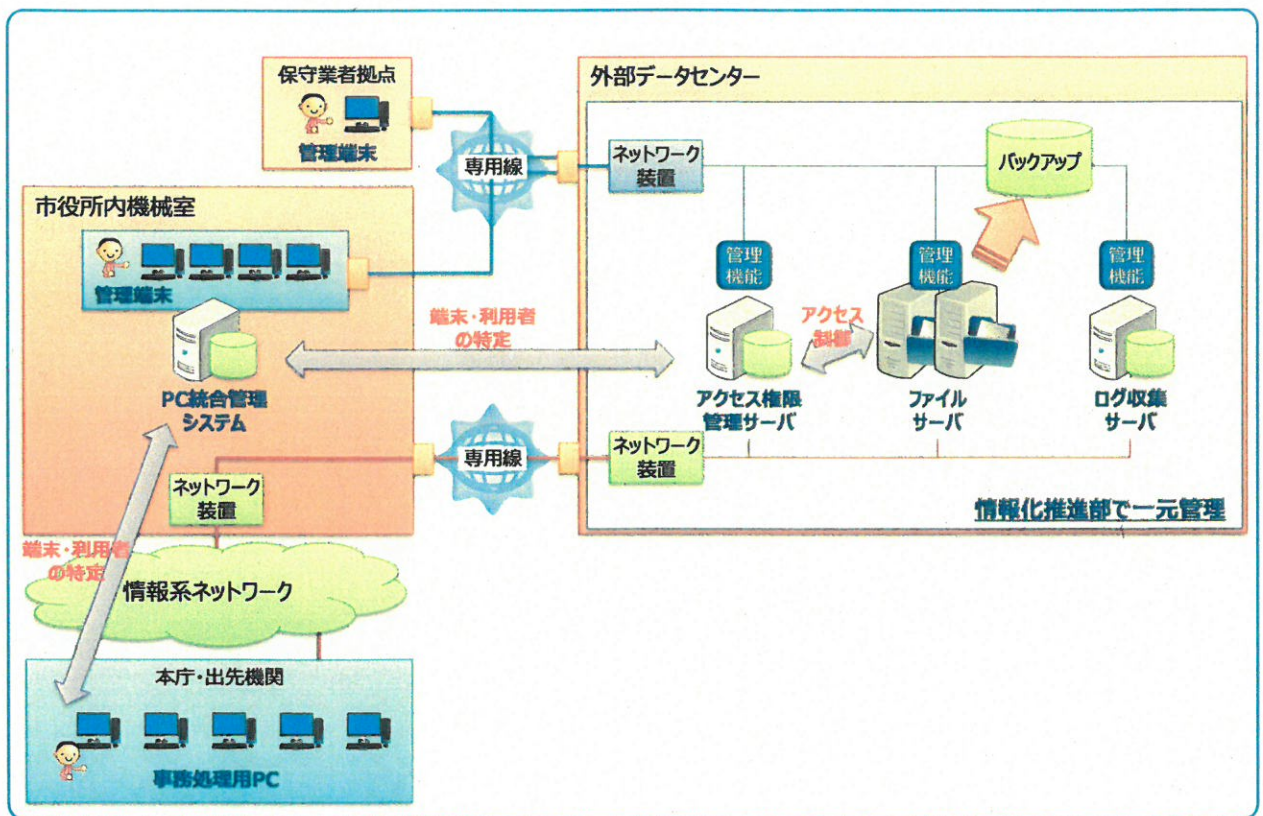
#### (1) システム上の保護

- ア 構成機器は、厳重に入退室管理を行う外部データセンター内に設置する。
- イ 情報系ネットワーク (イントラネット) にのみ接続し、ネットワーク装置により、不正な通信が侵入しないようアクセス制御を行う。
- ウ ログ収集サーバにより、アクセスログ、ファイルの操作ログを一元的に管理する。
- エ データセンター内に設置する専用ディスクに日次でバックアップを行う。
- オ PC統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用PCからの接続に対して、端末・利用者を特定の上、属性に基づきフォルダ毎に適切なアクセス制御を行う。
- カ 運用・保守は、庁内に設置した管理端末、または保守事業者の拠点から専用線により接続された管理端末に限定し、保守機能への接続に際しては、ID・パスワードに加えて、保守作業者に事前配布するUSBトークンを用いた二要素認証を行う。また、管理端末にはログ管理ソフトを導入し、保守事業者の操作ログを管理する。

(2) 運用上の保護

- ア 個人情報を取り扱う際は、専用フォルダを作成し、必要な職員にのみアクセス権限を付与する。また、個人情報を含む電子データには、パスワードを設定する。
- イ 月次でアクセスログや操作ログの分析を行い、不正なアクセスを監視する。
- ウ 年次でアクセス権限の棚卸を行い、不要な権限が残存しないようにする。
- エ 運用・保守用のID、USBトークンは、申請書に基づいて払い出しを行い、管理簿で適切に記録する。
- オ 運用・保守用のパスワードは定期的に変更する。

4. システム構成図



5. 参考資料

- 資料 2 別表 : 今回の類型諮問の位置付けについて

今回の類型諮問の位置づけについて

資料2 別表

システム構成		分類①	分類②	分類③	分類④ (情報システム)	分類⑤ (スタンドアロンシステム)	分類⑥ (専幹システム)
操作端末	事務処理用PC	事務処理用PC	事務処理用PC	事務処理用PC	事務処理用PC	専用サーバ (仮想サーバを含む)	専用PC
個人情報 の 保管 場所	同上	ファイルサーバ	仮想デスクトップ	専用サーバ (仮想サーバを含む)	同上	専用サーバ (仮想サーバを含む)	専用サーバ (仮想サーバを含む)
主なセキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務処理用PC</li> <li>・職員証による起動認証</li> <li>・外部記録媒体の利用制限</li> <li>・操作ログの保管</li> <li>・ウイルス対策、セキュリティパッチ適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務処理用PC</li> <li>・同左</li> <li>②ファイルサーバ</li> <li>・端末、利用者特定したアクセス制限</li> <li>・アクセスログ、ファイル操作ログの保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事務処理用PC</li> <li>・同左</li> <li>②仮想デスクトップ</li> <li>・端末、利用者特定したアクセス制限</li> <li>・操作ログの保管</li> <li>・ウイルス対策、セキュリティパッチ適用</li> <li>・印刷、データダウンロード等の制限 (原則として画面転送のみを許可)</li> <li>・インターネット接続からの分離</li> </ul>	各システムで対策を実施	各システムで対策を実施	各システムで対策を実施	
電子計算機 処理の形態	ソフトウェア	ソフトウェア (当数ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	ソフトウェア (当数ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	ソフトウェア (当数ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	ソフトウェア (当数ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	ソフトウェア (当数ソフトウェア上のプログラム開発を含む)	①市販ソフトウェア ②専用ソフトウェア
電磁的記録 の共有無	なし (単独利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)	あり (複数の職員で利用)
個人情報	○ (類型諮問)	○ (類型諮問)	○ (類型諮問)	○ (類型諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)
センシティブ 情報	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)
特定個人情報 (個人番号関係事務)	○ (類型諮問)	○ (類型諮問)	○ (類型諮問)	○ (類型諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)	△ (個別諮問)
特定個人情報 (個人番号利用事務)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	× (取扱不可)	△ (個別諮問)
具体的なシステム例・主な利用用途	-	事務処理用PC上の市販ソフトウェア等の ファイルの移行先として想定	専用PC上のスタンドアロンシステムの移 行先として想定	・庶務システム ・文書管理・電子決裁システム ・財務会計システム 等	・土砂災害危険箇所情報提供システム ・プラント管理システム ・車両工場部品管理システム 等	・課務システム ・住民記録システム ・国民健康保険システム 等	
備考	<p>答申第203号 (平成20年12月10日)「PC統合管理システム登録パーソナルコンピュータでの事務処理用ソフトウェアの使用について」</p> <p>答申第601号 (平成28年12月6日)「サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報 の電子計算機処理について」</p>	今回諮問	答申第601号 (平成28年12月6日)「サーバ仮想化基盤上に構築する仮想デスクトップにおける個人情報 の電子計算機処理について」	-	-	-	